

住宅ローン控除を受けていた家屋に再入居する場合

Q : 私は来月、2年間の予定で大阪支社から東京本社への転勤を命じられ、家族とともに転居することになりました。大阪には、住宅ローン控除の適用を受けている住居があり、大阪に帰ってきたときは、再入居する予定です。この場合、再入居した際に再び住宅ローン控除の適用を受けることはできますか。

A : 一定の要件を満たしていれば、再入居した年以後に、再び住宅ローン控除の適用を受けることができます。

【解説】

住宅ローン控除の適用を受けていた人が、転勤等のやむを得ない事情により、その家屋に居住することができなくなり、この規定の適用を受けられなくなった後、再びその家屋に居住した場合、次の要件を満たしていれば、再び、住宅ローン控除の適用を受けることができます。

1. その家屋に居住しなくなる日までに、税務署長に一定の届出書を提出すること
2. 再入居して、再び住宅ローン控除の適用を受ける最初の年について、一定の証明書等を添付した確定申告書を提出すること

この場合において、その家屋を賃貸していたときは、再適用を受けることができるのは、再入居した年の翌年以降からとなります。

なお、この規定は、平成15年4月1日以降に、住宅ローン控除の適用を受けていた家屋に居住できなくなった場合について適用されます。

